

# 委託業務特記仕様書

## (委託業務の目的)

第1条 本仕様書は、徳島県県土整備部吉野川県土整備事務所が管理する道路照明灯及びトンネル照明灯等を良好な状態に保ち、一般の交通に支障を及ぼさないことを目的として実施するものである。

## (土木工事共通仕様書等)

第2条 本委託業務の施工に当たっては、徳島県県土整備部「徳島県土木工事共通仕様書令和6年7月」及び「電気通信設備施工管理の手引き（社団法人建設電気技術協会）平成30年度版」に基づき実施しなければならない。

## (業務実施時期等)

第3条 本業務の実施時期は監督職員と協議して定めるものとする。

## (業務内容)

第4条 道路照明維持業務は、主な業務内容をつぎのとおり実施するものである。

- (1) 既設の照明灯の故障、破損、球切れ等の修繕
- (2) 電柱に共架された照明灯の移設（電柱管理者からの依頼があった場合）
- (3) 本仕様書に定めのない事項は必要に応じて監督職員と協議して定めるものとする。

## (出来高の算出)

第5条 道路照明維持業務における数量は、予定数量であるため、実施時においては、実績を適切にかつ正確に算出し、監督員の確認を必要とする。

## (蛍光水銀ランプ・高圧ナトリウムランプの交換)

第6条 蛍光水銀ランプ及び高圧ナトリウムランプの球切れを修繕する場合は、同程度の明るさの高圧ナトリウムランプ（在庫品）及び対応の安定器（在庫品）またはLEDランプに交換すること。この場合、四国電力との受電契約変更（契約容量変更）を必ず行うこと。

(例) 蛍光水銀ランプ高圧ナトリウムランプLEDランプ

400W → 220W、250W用安定器 → 協議により決定

300W → 180W、200W用〃 → 79W

250W → 180W、200W用〃 → 62W

200W → 110W、110W用〃 → 50W

## (熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行)

第7条 本業務は、日最高気温が30℃以上の真夏日の日数に応じて現場管理費の補正を行う試行工事等であり、別に定める「熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行要領（以下「試行要領」という。）」を適用する。

2 試行にあたり、気温の計測方法及び計測結果の報告方法について事前に監督員と協議を行うものとする。

なお、計測方法は最寄りの気象庁公表の気象観測所の気温（日最高気温 30℃以上 対象）または環境省公表の観測地点の暑さ指数（WBGT）（日最高 WBGT25℃以上対象）を用いることとする。

熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行要領

徳島県 HP

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2009082402601>

#### （現場環境改善費（熱中症対策・防寒対策）の対象）

第 8 条 本業務は、現場環境改善費（熱中症対策・防寒対策）の適用対象工事等である。

2 受注者は、現場環境の改善を目的に、熱中症対策等を実施する場合は、「現場環境改善費（熱中症対策・防寒対策）計画書」を提出し、監督員と協議を行うことができる。なお、協議が整い、対策を実施した場合、「現場環境改善費（熱中症対策・防寒対策）に係る積算要領」に基づく設計変更の対象とする。

現場環境改善費（熱中症対策・防寒対策）に係る積算要領

徳島県 HP

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2009082402601>

#### （資材価格高騰に対する特例措置）

第 9 条 本業務は、資材価格高騰に対する特例措置の対象業務である。

2 本業務は、当初契約締結後において、設計単価の適用年月を、積算月から契約月へ変更するものとする。

#### （事故報告）

第 10 条 受注者は業務履行中に事故が発生したときは、直ちに監督員に通報するとともに、監督員が指示する期日までに「徳島県土木工事共通仕様書」に基づく事故報告書を提出しなければならない。

#### （受注者の責任）

第 11 条 業務従事者として要求される注意事務を怠り、本業務の目的に反した履行を行ったことで物的損害、人的損害等を発生させた場合、受注者は責任を負う。

#### （使用機械）

第 12 条 持込機械に係る管理及び修繕等については、受注者の責任によるものとする。

#### （履行する際の注意事項）

第 13 条 現場責任者は、本仕様書、契約書等に基づき業務の適正な履行の確保に努めなければならない。